

徳島市監査委員告示第16号

平成26年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長等から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成27年5月1日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	武	知	浩
同	齋	藤	智彦

徳議発第52号  
平成27年4月13日

徳島市監査委員 殿

徳島市議会議長 広瀬和範

平成26年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成27年3月30日報告分）に基づく措置状況

議会事務局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
管理職員特別勤務手当の支給において、手当額の算定が適正でないものがあった。	支給対象とならない手当については、戻入れにかかる調整処理を行いました。 今後は、徳島市職員の給与に関する条例に基づき、適正に処理いたします。